

西讃大野原の開墾と平田家

松浦正一

(七八) 七八

- 一 緒言
- 二 江戸時代以前の大野原
- 三 生駒家の大野原開墾計畫
- 四 平田家と其の家業
- 五 平田家の大野原開墾の動機と計畫
- 六 藩主山崎家との交渉
- 七 井關地と灌漑用水路の築造
- 八 仲間と其の申合せ
- 九 農民の來住と開墾の状況
- 十 慶安年間より延寶頃迄の大野原
- 十一 開墾の困難と課役延期願
- 十二 灌漑用水の不足と溜池
- 十三 仲間の借銀と平田家の大野原來住
- 十四 貞享以後の平田家と大野原
- 十五 結語

一 緒言

今時の大東亞戰爭は、我皇軍將兵の善謀勇戦に依り、早くも必勝の體勢を確立し、八紘爲宇の精神を以て着々として大東亞の新秩序が建設されつゝあるが、國內に於ても一億國民總力を擧げて航空機や船舶の増産に努め、戦力の増強に邁進してゐる。尙又一方食料自給の必要上農村に於ても昨昭和十八年五月食料増産應急對策が決定され、稻作完

遂と不耕作地の解消、雜穀類等の増産と其の主要食料化を初め、七項目の方策を實施したが、超えて八月には第二次食料増産對策要項八項目を決定し、土地改良事業の急速擴充や、土地利用の強化等を強力に實施する事とし、學生生徒は學業を犠牲にして勤勞作業に出動し、婦人子供に到る迄此の國策に向つて邁進してゐる次第である。

而して此の食料増産の事業は、早く江戸時代の初期に於ても各地に新田の開拓や溜池の築造等として盛に行はれ、

現今に到る迄其の恩澤を殘してゐる所が少くないが、今本縣の西端に近い三豊郡大野原村は、三百年以前の寛永貳拾年に、平田與一左衛門の出資に依つて大規模な開墾が行はれ、數百町歩の美田を殘して現在に到る迄其の恩澤を被つてゐる所である。

時恰も大東亞戰爭の眞最中、食料増産の急務なる事が痛切に叫ばれてゐる今日、平田家の大野原開墾三百年を記念して、其の開墾の状況と苦心とを紹介し以て其の功績を顯彰すると共に、食料増産に對する各位の認識を深め、愈々邦家の爲に職域奉公の誠を盡されん事を望む次第である。

二 江戸時代以前の大野原

大野原は香川縣三豊郡の西部にあり、今は一村となつてゐるが、昔は姫江郷の一部であつた。

早く古墳時代から附近に有力な氏族が發展してゐた所と見へ、今に梳貸塚の如く縣下第一と思はれる大規模な圓墳を初め、平塚・角塚等の大圓墳が殘つてゐる。又豆塚・猫塚・四角塚・十三塚等の名も殘つてゐるが、西讃府志によると「塚十一、此の地開きし時百七十ありしといへり云々。」とあつて、寛永頃には塚の數尙百七十も存してゐたが安政頃にも未だ十一殘つてゐたと記されてゐる。而して此

西讃大野原の開墾と平田家

の地は「和名類聚抄」に國郡部の郷名の條には姫江とあつて、比女乃江と訓じ、高山寺本には比米乃江とあつて、現今の和田村・豊濱町・五鄉村・萩原村・及此の大野原村の地を呼んでゐたものと考へられる。

平安時代の終頃には此の地姫江庄が、鳥羽天皇の第二皇女八條院障子内親王の御領地となつた。即ち嘉元四年の昭慶門院御領目録によると、八條院廳分の内に讃岐國姫江庄御管領として、被入蓮花心院目六と肩書がある。蓮花心院は八條院が承安四年二月に、仁和寺の中に御建立あらせられた御本願の寺で、其の維持並に供養祭祀の料に充てられる爲、當庄を御寄進あらせられてゐたものかと考へられる。然るに建暦元年六月八條院御薨去の後は、其の御領地は順徳天皇に御傳へあらせられ、後鳥羽上皇之を御管領らせらるゝ事となつた。其後承久の亂の結果、幕府は後鳥羽上皇の御管領地を沒收し奉つたので、舊八條院領も亦沒收せられたが、承久三年七月後堀河天皇御即位に當り、之を其の御父後高倉院守貞親王に御進獻申上た。斯て御子四條天皇を経て、後嵯峨天皇に之を傳へさせられたが、其の頃持明院統と大覺寺統の二皇統に分れたので、弘安六年九月後高倉院守貞親王から、其の第二王女安嘉門院邦子内親王に御傳へあらせられてゐた、八條院舊領の此の姫江庄

は、安嘉門院薨去の爲大覺寺統の龜山上皇の御管領遊ばされる所となつた。

其の後嘉元三年七月龜山上皇の御領處分により、舊八條院廳分は、院の御方、即ち後宇多天皇に御傳へあらせられた。而して徳治三年閏八月御宇多天皇の御領御處分により姫江庄は皇子尊治親王に御讓與あらせられ、其の御管領地とならせられたが、尊治親王即ち後醍醐天皇は、建武中興の御事業惜しくも中途にして御挫折あらせられ、諸國の御領地は徒らに逆徒の押妨に委せられる様になつたので、此の地も遂に皇室の御管領を離れて武家の領となつたものと思はれる。

而して其後室町時代を通じて水利の便ある肥沃の地は耕作せられたが、此の大野原の如く水利の不便な地は耕作せられず、原野の儘所謂大野原として打捨られて居たものと思はれる。而して人家も耕地の附近に聚落を作り人口の増加もあつて、新しく此の地に和田郷が建てられたものと見へ、寛永十年西三月と紀年のある讃岐國の地圖には和田・養浦・田野・井關・萩原・和田濱分・蝦濟を和田郷として高二千二十石五斗と記し、姫郷・姫濱分・花稻・在木・内野・丸井・栗井・木郷を姫郷として二千九百八石三斗と記されてゐる。斯て當大野原は其の姫郷の郷の中の一部であ

つたと考へられる。又寛永十七年の生駒高俊公御領分讃州郡村々總高覺帳には大野原村の名は記されてゐないので、此の時も中姫村の内に含まれてゐたものと思はれる。

三 生駒家の大野原開墾計畫

江戸時代の初期に於て、早く此の大野原の原野を開墾して、耕地とし増産に資せんと計畫したのは、藩主生駒高俊であつて、其の計畫並實施は西嶋八兵衛であつた。

「井關池由來並水掛り池々之覺」に
一生駒壹岐守様一國一城御領地之時、井關御築掛有之候千細之事。

生駒様御代に西嶋八兵衛殿と申役人、無隠案者の見立、井關池を築立、井關村は大野原か福田原江百雄御出し、浪差は落相、うてめは東は地藏院山のため、西鑄物師岡を水吐にして、大野原不殘田地にして、萬石も可有之積、扱は柞田邊觀音寺迄へも用水に可レ遣との積にて、樋御居させ被レ成候。極尻東へ向有之候。然所に生駒様御落去以後打捨り有之云々。

とあつて、此の大野原を耕地として開拓に必要な灌漑水を得る爲に、井關池の築造を計畫し着手してゐたが、寛永十七年生駒家 左遷の爲遂に工事は中止の儘放棄せらるゝ事となつた。

而して西嶋八兵衛が、當時生駒家の奉行として、各種の

大土木工事を設計實施した事は有名な事で、種々の記録や遺跡に明瞭である。「生駒記」に次の如く記されてゐる。

一此節萬政務覺束なしと、政事方郷民農耕の儀迄功者の著の由にて、伊勢の津より西嶋八兵衛と言者来る。此者成程萬事に達し、別て地方の取計ひ能調練せし故、絶て久鋪那珂郡吉野村満濃池を再び築立、並三野郡羽方村の岩瀬池、豊田郡中田井村の一谷池、香西郡川部の小田池、且又香東郡川東村立満池、山田郡三谷村三谷池、三木郡高岳村山大寺池、其外郡々にて大池九拾餘ヶ所築立、農作用水の便り宜故收納方も未進なく上納せしめ、上下の悦び是に過す。

又「陰雲野乘拔萃」にも

此年寛永外祖藤堂侯より西嶋八兵衛之尤を遣されて、讃岐國の政務を關せ給ふ云々。

とあつて、満濃池・三谷池・神内池等の池の築造工事の實施を初め、今の高松市木太町の新田開拓等の狀況が、詳細に記述されてゐて、讃岐近世の溜池築造並耕地開拓の恩人として、早くより其の功績が認められてゐる。斯て是等八兵衛築造の池々には其の管理者として番人を藩から付けられてゐた事は「西讃府志」追補の生駒家分限帳寛永年頃のものがらん。

大池番之者

一高二千石、 仲郡 満濃池守

西讃大野原の開墾と平田家

一高七石一斗五升

宇足郡渡り池守 九郎太夫

一米三石七斗

山田郡三谷池守 甚左衛門

一米二石七斗八升

三野郡岩瀬池守 孫兵衛

一米一石三斗九升

香西郡小田池守 加兵衛

一高二拾七石一斗五升 米七石八斗七升

と記されてゐる。又寛永十六年卯月朔日極り候と奥書のある「生駒家讃州侍帳」の大池の番の者の條には、前記五池の番人の外に左記四池の番の者も追加されてゐる。

一切米三石

山田郡神内池守 與八郎

一切米壹石五斗

豊田郡二谷池守久 太夫

一切米二石

三木郡山大寺池守

一切米壹石五斗

香西郡立満池守

高三拾貳石壹斗貳升 切米十五石九斗

即其の合計も掲記の様に増加されてゐるのは、此等大池の重要さが一層認められ結果と思はれる。

四 平田家と其の家業

平田氏は其の先祖が伊賀國山田郡平田城に住でゐるので、平田を以て氏としたと傳へてゐる。大野原開墾の祖平田與一左衛門正重の家は、曾祖父正郷の時正郷の父信近が大坂陣に豊臣方となつて討死した爲、近江國大津に住する事となり、父與吉正成が平田小左衛門と云ふ同地湊町の商

家の養子となつたので、其家業を嗣いで與一左衛門も商人となつた人である。

幼名を 左平次又庄右衛門とも稱し、入道して休甫と號した。晚年京都鹿谷に住んで居たので京都の人とも云はれてゐる。

近江は早くから有名な「近江商人」の出た豪商の多い國であるが、平田家も其の巨財を以て諸藩の金談に應じ、所謂大名貸しを行つてゐた金融業者であつた。當時讃岐高松の藩主生駒高俊も次の様な借用證を入れて、平田與一左衛門から銀子の融通を受けてゐる。即ち「大野原の儀に付萬覺書」に生駒壹岐守借用被_レ申銀子之事と題して

合百參拾貫目者

丁銀也

右之銀子借用申所實正也、但壹ヶ月壹貫目に付拾五匁宛之加三利足ラ、營暮に元利共に急度急度返辨可_レ申候。若來年正月へ相延候者利を元に直し利足算用可_レ申候。少も無沙汰有間敷候。爲二後日_一仍如件

寛永十六年

三月朔日

- 西嶋八兵衛 書判
- 石崎若狹 書判
- 前野助左衛門 書判
- 森出雲 書判
- 生駒帶刀 書判
- 生駒左門 書判

平田與一左衛門殿 參

右表書之通借用申所實正也。急度返辨可_二申付_一候。以上。

寛永十六年卯三月朔日

生駒壹岐 書判

生駒壹岐守様江銀子百參拾貫目裏判に御家老衆表判之御借狀相渡候。右御判形紛御座一無二候。其上御判紙之通營暮に元利共相濟申様肝煎可_レ申候。爲_レ其我等添狀如_レ此に御座候仍如件

寛永十六年 卯三月朔日

吉文字屋 善五郎 書判

平田與一左衛門殿 參

と記されてゐる。又丸龜藩主山崎家治も同様貳拾貫目の銀子を融通してもらつてゐる。即ち同書に次の様な借用書も記されてゐる。

借用被_レ申銀子之事

合貳拾貫目者

但丁銀也

右之銀子者山崎甲斐守爲二用所一借用被_レ申所實正明白也。但利足は銀子拾貫目に付壹ヶ月に百參拾目宛相加、本利共に來る箱月中に相濟可_レ申候。若右之月於二延引_一者大坂へ上遣候米賣銀を以、無二相違_一返辨可_レ仕候。爲_レ其後日之狀如件

正保二年酉二月十七日

山崎甲斐守内

- 新海半右衛門 書判
- 谷田兵助 書判
- 谷田三右衛門
- 平田與一左衛門殿

右表書之銀子借用申所實正也。元利返辨之儀表書之通相違在之問敷者也。

酉二月十七日

山崎甲斐守 書判

そんな譯で向家には大津に多數の家屋敷を持ち、湖岸に倉庫も澤山あつて諸大名の拂米を取扱つてゐた。即ち

大津木屋與左衛門家屋敷之事

一藏橋町 壹ヶ所 表口 六間半 長さ拾六間

一かぬ藏町 壹ヶ所 表口 拾間 長さ貳拾間

一横ヤ町 壹ヶ所 表口 四間半 長さ四拾五間

一松本 壹ヶ所 表口 拾三間 長さ貳拾三間

一湊町 壹ヶ所 表口 拾四間半 長さ拾五間

右五ヶ所之家屋敷何も舟付に而御座候。御米宿被^レ仰付^レ候て御米拂口勝手能所之藏多、又御米入可^レ仕候。右之外屋敷何ヶ所も御座候得共舟付にて無^レ御座候間書付指上^レ不^レ申候。以上

承應三年午十月十一日

木屋 與左衛門

野田三郎左衛門殿

萩原六郎右衛門殿

と家屋敷を書上た書類や、年貢米の勘定に關する次の様な覺書の寫も残つてゐる。

覺

一右馬頭様江州長年納米大豆代銀之分、小判壹兩に付六拾五匁六分五厘之相場に何時成共念度御勘定可^レ仕候。以上

西讃大野原の開墾と平田家

承應三年午霜月晦日

木屋與左衛門 書判

而して又次の様な取引の借用證も残つてゐる。

借用申金子之事

合小判貳百兩者

江戸請也 使泊りや

右者右馬頭様長年御米大豆代金勘定今度仕上^レ申候故、不足に付貴様を頼借用申所實正也。追付爲替仕候て指下返辨可^レ申候。爲^レ其後日之一札如件

承應四年午正月十四日

平田與左衛門 書判

平田休甫 書判

中川利兵衛殿

右の如く平田家は主として大名貸を業とした金融業者であつたが、又次に述べる様に土地開墾にも投資してゐた家である。

五 平田家の大野原開墾の

動機と計畫

平田家が此の大野原の開墾をやる様になつた動機は前記「井關池由來並水掛り池々之覺」に

一山崎甲斐守様御代大野原新田請所に御願申上、井關池普請は自分錢持に築立申候子細之事

一大野原新田に見立申發起は、生駒壹岐守様御落去被^レ成以後、

山崎甲斐守様丸龜御領五萬石御拜知被_レ成候。丸龜御城御取立に付入札有_レ之、與一左衛門を銀本に極手代木屋庄三郎並出入仕候。大坂備中屋藤左衛門・三嶋屋又左衛門・大津井上又左衛門、此者共丸龜江罷下り、御城入札仕候得共落不_レ申、上方江登り申折柄何茂内談申新田等見立申度とて、三野郡下高瀬瀨原を新田所に見立候得共、凡三千石計と相見候得ば、銀本與一左衛門合點難_レ被_レ致候。逆も新田企候は、廣き所を見立度と何も談判申處に、無_レ三何方と不_レ計出家意人被_レ參、是は新田望と相見候、廣き所望に候は、是は三里許西に大野原とて壹里四方之新田所至_レ之候。是へ被_レ參可_レ然候。此新田之儀生駒榎御時代に西崎八兵衛殿と申仁見立、池は井關と申所村をも池に築込、其者共は福田と申所に遺し申積、此處にびたと申處又内野々と申處、右三ヶ所大池に被_レ成、不_レ殘大野原へ御掛新田に被_レ成候積に候處、壹岐守様御身上果申に付、其通に打過居申候。井關池築掛も生駒榎御家中へ談判に被_レ仰付候と、右之出家物語に付何茂罷越、中炬村四郎右衛門と申庄屋に宿を借り、大野原見分仕、右四人の者共と甲斐守様御藏本大坂米屋半兵衛後名九郎兵衛、是を相加申談合を極、甲斐守様之御奉行衆へ寛永二十年未_レノ五月六日に、大野原を新田請所に仕渡旨、木屋手代庄三郎、又左衛門、藤左衛門此三人を書付指上る。右願に付甲斐守様か江戸表へ御宛被_レ遊候處、酒井謙蛟守様か彌々請所に被_レ仰付可_レ然との御返報參候を、甲斐守様か奉田與一左衛門に被_レ爲_レ成下_レ子孫に相傳頂戴仕候。其御書之寫は此覺帳に略仕置候。

と記されてゐる。又其の時の一説に次の如きものもあつたと、同書に「此段又平兵衛覺書に有り」として次の如く續けて記載されてゐる。

一平兵衛大野原へ被_レ囃由緒は、山崎甲斐守様丸龜御拜知被_レ爲_レ成、御居城御取立入札被_レ仰付候。依_レ之京都平田與一左衛門様銀本にて、手代木屋庄三郎大坂備中屋藤左衛門同所米屋九郎兵衛子息半兵衛同所三嶋屋又左衛門右四人連にて下り、鹽飽町同苗仁左衛門宅を借り逗留候。御城入札は何も下り無_レ之内に將明申に付、折角遠方を下り、此分にては難_レ登候。相應之義は有_レ之間敷哉と仁左衛門へ被_レ尋候。仁左衛門は自_レ是三里西に高瀬村と申所餘程之新海在_レ之候。是を築立候は、新田に可_レ成候。望手も有_レ之候得共未_レ熟談無_レ之と申候得ば、面々不_レ案内に候乍_レ大義、同道頼度との義に付、仁左衛門同道彼地一見不_レ仕成就新田にも可_レ成候得共、逆望申上は此場所か廣き所は有_レ之間鋪哉と評判申處へ、何方ともなく出家意人被_レ參、各には何國か被_レ參候哉と被_レ申候へば、右之子細申聽候。彼僧被_レ申候は、是か三里西に壹里四方之野原在_レ之候。此場所生駒榎御時代に新田に被_レ仰付とて、谷川を池に築掛有_レ之候。御落去以後打捨り居申候。今日被_レ參候て見分可_レ然と申。兎や角談判内彼僧行齋不_レ知候。末々に至て考申は平田家筋は法花宗、高瀬に法花寺有_レ之旁に祖師之御告にて、可_レ有_レ之と申傳候。右教の通其日中炬村迄參庄屋を尋候へば、四郎右衛門と申、此宅に何も一宿

仕、四郎右衛門案内に而及し見、有増繪圖に書丸龜へ歸宅申、
新田にも望候は、請所に可レ被ニ仰付ニ哉と宿仁左衛門を頼甲斐
守様御役人衆へ内窺仕候。其頼甲斐守様御之家に山崎主馬様と
申て、此御方より仁左衛門内方を筆始に被レ成候由緒と申。仁左
衛門町年寄相勤申に付、御公儀向勤安則右之旨内窺申上候へ
ば、成程請所に願候様にと被レ仰候に付、京都へ相達候得ば、重疊
の義に候、御城普請は當分繼利潤有し之候ても未々難レ計候。新
田と申は地一期子孫に相傳候へは、萬物に勝れたる田地のこと、
隨分御公儀向仁左衛門を頼、頼叶次第瑞左右可ニ申越一と申來
候。然者新田願書指上ケ首尾好相叶候。新田成就之時は六にし、
て三は與一左衛門様、殘三を三人として被ニ申極一、然共始終の銀
子入目を元利與一左衛門様へ返済無し之ては、右之配分無レ之極
に書物に候。

曰右兩通見合候處、大津井上又左衛門は丸龜方歸ると見る。
米屋九郎兵衛は子半兵衛を松屋半兵衛と相成と見る。證文
にも松屋半兵衛と有り。

六 藩主山崎家との交渉

斯て寛永貳拾年五月木屋庄三郎外二名連署にて、藩主山
崎甲斐守奉行宛に、大野原開墾の願書を提出した。「大野
原年代」に

寛永貳拾癸未 大野原開基、山崎甲斐守様御奉行衆様江願書未
五月五日に差上げ候。願書抑別紙證文箱に有。右之御願相叶。

西讃大野原の開墾と平田家

向五月廿二日に御證文頂戴仕候。向日御請合書物差上る。
とあり。「大野原之儀に付萬覺書」に其の時提出した願書
を次の様に記載してゐる。

一 讃州豊田郡之内大野原之芝を切、新田に仕度旨申上候處に、
無三相違一永代被ニ仰付被ニ下候御事

一 大野原境目之義、東南は山之根限り、北は萩原村、安井村、
中船村、國田村、西は友廣村、金花稻村、姫ヶ濱村、右村々木田
境目之外、芝原之分不レ殘被ニ下候御事

一 右大野原之内所々に在ル之林共相添、境目繪圖に仕指上ケ申
候。永代新田之内へ被ニ下候御事

一 大野原之上に谷相有之、先年か水流れ申、川筋を築留水溜之
堤普請此方方仕大分造作致申に付、新田三年之作り取を、五ヶ
年之間御年貢諸役共御免被ニ下候御事

一 大野原新開之分一度に開立申義難レ成御座候間、毎年無三油斷
開可レ申候。則開申次之年か五ヶ年之間、右同前に御年貢諸役共
に御免被ニ下候御事

一 右五ヶ年御年貢諸役共に御免之次、六ヶ年目か後拾ヶ年之間、
田方之斗代壹反に付七斗に被レ爲レ成、物成之義は貳ツ成に可レ
致ニ御納所一候。畠方並百姓居屋敷地之義、斗代壹反に付三斗に
被レ爲レ成、物成之義は壹ツ半に御納所可レ致候。此拾ヶ年之内
何も諸役御免被レ爲レ成。但斗代之義は右何も、永代相違無レ之様
に被レ爲レ成被レ下候御事

一右大野原溜池之水三分は本田、七分は新田へ、水損日損共に永代被_レ爲_ニ仰付_一被_レ下候御事

一右堤水溜之池若永溜り不_レ申日損仕候か、又は水多く水損有_レ之時は、百姓作り飯米程被_レ下、其上御見合次第に御年貢被_ニ召上_一可_レ被_レ下候御事

一御賀増に而御所管被_レ爲_レ成候者、替之衆へ右新田に被_レ爲_ニ仰付_一被_レ下候次第右之通無_ニ相違_一様被_レ爲_ニ仰渡_一可_レ被_レ下候御事右之通被_ニ仰上_一御奉替頂戴仕候は、忝可_レ奉_レ存候。以上

寛永貳拾年

木 屋

庄 三 郎

備 中 屋

藤 左 衛 門

みしまや

又 左 衛 門

山崎甲斐守様
御奉 行 様

藩主山崎家では此の願出の事を幕府に上申し、酒井讃岐守より許可を得て五月廿二日大野原開墾を許可した。其の時の許状に

讃州豊田郡之内大野原新田に仕度旨呈申に

付永代相渡覺

一大野原新田之儀三年作取之管に候へ共、并關村築かけの堤、其方築立可_レ申旨に付而五ヶ年之作取に相究候。但あらをこしの年を除、翌年より五年作取之事に付、追々開立分右可_レ爲_ニ

同前、並分水之事大野原江、三分一古地江遣に相究候事

一右作取之定り過六年目拾ヶ年之内、田方壹反に付七斗代物成貳ツ、島方居屋鋪壹反に付參斗代物成壹ツ半に相定候。右究之年月過候者、免相之事古地並に見計可_ニ申付_一候。斗代之儀は永代相違有間敷事。付定之内は譜役可_レ爲_ニ免許_一事

一境目之事傍示次第之事

一大野原相添林、萩原村と大道之間に有_レ之林と、姫濱村と花稻村之間に在_レ之林と相添遺事。但小芸下草之分は不_レ苦用水一圓切間敷事。付百姓家材之儀見計可_レ遺事

一及_ニ水被_レ水損日損風損在_レ之者、見計可_ニ用捨_一事右之通相違在_レ之間備者也仍如件

寛永貳拾年

癸未年

五月廿二日

谷田十郎右衛門 書判

新海半右衛門 書判

谷 兵 助 書判

谷田三右衛門 書判

大坂備中屋

藤 左 衛 門 殿

京 木 屋

庄 三 郎 殿

大坂三崎屋

又 左 衛 門 殿

岡所 松屋

半 兵 衛 殿

とあるものが残つてゐる。此の藩主からの許可に對して同じく木屋庄三郎等四名は、次の様な請書を提出した。

讃州豊田郡之内大野原新田に仕度旨御申所

永代被三仰付一茶奉存候御事

一大野原新田之儀三ヶ年作り取之筈に御座候へ共、井關村築か
げ之堤此方より築立可レ申旨申上候に付、五ヶ年作り取に被三仰
付一候。但あらわこしの年をのけ翌年より五ヶ年作り取に被三相
究一候。付りおいくに開立申分右可レ爲二同前一候。分水之事

大切大野原へ、三分壹古地へ遣に相究之事

「右作り取之御究過六年目より拾ヶ年之内、田方壹反に付七斗
代物成貳ツ成、畠方居屋敷壹反に付三斗代物成壹ツ半成に御定
被レ下候。右御究之年月過候はば免相之義古地なみに御見計次
第可レ被三仰付一候。斗代之儀は永代相違無二御座一御究被レ成被レ
下候事。付り御定之内は諸役御免被三成下二候御事

一 境目之義大野原廻り村々御代官並庄屋衆私共及見申通、無二
相違一被三仰付一段奉レ得三貴意一候御事

一大野原へ相添被レ下候林事、萩原村と大道之間に在レ之林と、
並姫ヶ濱村と花稻村之間に在レ之林相添被レ下候事。但小枝下草
は百姓共に被レ下候。用木一圓切取申間敷候。百姓共家仕材木之
事御見計に可レ被レ下候御事

一大破之水損日損風損御座候者、御見計に被レ加三御用拾二可レ
被レ下候御事

右之趣少も相違御座有間敷候仍爲二後日一如件

西讃大野原の簡綴と平田家

寛永貳拾年

未、五月廿二日

備中屋

藤左衛門

木

庄三郎

みしまや

又左衛門

まつや

半兵衛

山崎相斐守様御内

谷田十郎右衛門様

谷田三右衛門様

新海半右衛門様

谷田兵助様

尙此の時藩主に提出した書類と共に差出した、開墾豫定地
の大野原の地圖の控で「寛永貳拾年癸未五月廿二日山崎甲斐
守様へ上ヶ申繪圖之留」と記された縦一米六十八糎、横一米
三十三糎程の大きさのものが今大野原村役場に、所藏されて
ゐる。之には現在の井關池に當る所を池築造の豫定地とし、
唐井手川に當る所に黒褐色の中一糎程の色紙を貼り用水路
に豫定し、尙其の附近に約四糎に七糎程の矩形の茶褐色の
色紙を所々に貼付して、開墾の計畫が表はされてゐる。又
前記地圖と同様の地圖の寫に次の様な裏書が記載され、出
資者平田與一左衛門に報告したのもも残つてゐて、其の時
の交渉状況の大畧を知る事が出来る。

繪圖裏書寫

此通之繪圖貳枚調、御代官衆嶋勢九郎兵衛殿・安田與助殿並大庄屋坂本四郎右衛門殿、村々境目傍示見分に庄屋衆之出候中姫四郎右衛門、萩原忠五郎・井關太郎右衛門、和田次郎右衛門、姫ノ濱村次郎兵衛、花稻善十郎、國田村黒淵藤兵衛、山田尻五郎兵衛、大島六大夫、北岡市郎右衛門、此方、面々四人罷出候。右何茂立合見分之上にて、東北之方古地堺萩原村下、國田迄の村堺に井手を掘せ申極、南は山の根切、西は姫ノ濱村と花稻村のあい林迄、則繪圖朱引仕分大野原請所に究候。此通之繪圖壹枚は其座にて御代官衆御取被し成候。願書上ケ申時一所に指上ケ申答に御座候。爲ニ御覽繪圖に書付上せ申候。以上

寛永貳拾年未、五月

備中

藤左衛門

みしまや

又左衛門

松

半兵衛

木

庄三郎

平田衆一左衛門殿

七 井關池と灌漑水路の築造

開墾事業の内最も心血を注ぎ、且つ莫大な経費を支出したものは、灌漑水の溜池である井關池の築造と、其の用水路たる唐井手川を初め大小用水路の新設であつた。井關池

築造の有様は前記「井關池の由來並水掛り池々之覺」に

一井關池 南請、但生駒様御代に堤形有之、山崎様御代大野

原方願錢持にて築立る。

寛永三十未年に請所申請候。正徳六年迄七十四年に成る。井關池築立に現銀貳百貫目餘入、大坂より錢を積下し、觀音寺か牛車に而毎日井關まで引上る。牛遣は天津か抱參候久治郎と申者、石之車にて今中間明神様社之下に納在之候。其時分觀音寺か海老濟道は在之候へ共、在郷道に候へは幅四五尺計之道にて、杵田川かは北岡岸の上へ登り、善正寺のきは天王へ取付候。牛車通り、不申に付、御斷申上川原より天王宮の下今の道へ、新規に道幅も井關迄間宛に仕候。井關池下に町並に小屋を立、酒肴餅賣居申。又四國は不及申中國よりも、讃岐に池の堤錢持在之と聞傳、妻子召連逗留日用仕候。堤は東と西方築立、真中を川水通、此川筋一日に築留申日、前方方觸を成諸方方大勢集、錢をイカキに入置握り取に仕候。毎日の錢持は土壹荷に錢五歩札壹錢札を持せ、十荷廿荷と成候時は十文札五十文札に替手輕き様に仕候。其時に櫻の小生在之を、今の中間へ壹荷にして錢百文に買、四本並植候。老木に成枯今壹本残る。傳に曰、此錢持普請の支配山中榮超勤る。藤左衛門子也。俗名五郎右衛門。

錢を亂にして器物に入置握り渡し候。少之違も無之に付人々得心仕、半加行之事を悦受取候由申傳る。

と其時の狀況を傳へてゐる。斯て此の井關池築造工事は、

寛永廿年より翌廿一年即ち正保元年にかけて行はれ一應完成したものと思はれる。即ち後掲の正保二年酉六月十三日付の「乍恐御断申上候」とある歎願書の中に

一大野原新田申、年々當年までに田島百五拾町ほど開申候。内三拾町ほど申、年田方に仕候へども、水不足に御座候故不作仕候に付、去る申、九月分明る酉、三月までに大分之又普請致、池之堤かき置仕、其上樋なども尺、過分に大崇成儀度々仕候。云々。

とあつて寛永廿一年申、九月より正保二年三月迄に、堤の嵩上をした由が記されてゐる事に依て知る事が出来る。

次に用水路唐井手川其他の、大小の用水路新設並修築の事は、寛永廿一年甲申正月吉日とある「方々井溝檢數寄帳」と題する記録に

井溝 方拂

申正月十七日

一銀四拾七匁五分

是は井溝三百九拾六間之賃銀但壹間に壹分貳厘づつ。

同 日

一錢拾八貫貳百四拾四文

但壹貫文に十三匁五分づつ。

手代 仁兵衛 六左衛門 拂

と書き、以下正月十八日に銀拾五貫五百八拾七文、十九日に錢拾壹貫八百貳拾九文、廿日には錢拾四貫貳百八拾五文、

西讃犬野原の開墾と平田家

廿一日錢拾參貫五百六拾九文、廿二日錢拾貳貫百三拾三文、廿三日錢八貫三百五拾七文、廿四日錢拾貫百文、廿六日錢拾參貫貳百四拾壹文、廿七日銀百貳拾七匁五分と錢拾壹貫三百三拾五文、廿八日錢百六拾九文、廿九日銀百四拾五匁と銀四拾八匁支出した事が記されてゐる。斯て此の寛永廿一年正月中の支出は錢×百貳拾八貫八百六拾文、此銀壹貫七百三拾九匁七分三厘、銀×三百六拾八匁。合計銀貳貫百七匁七分三厘を要したと記してゐる。其後二月には九百四匁壹分七厘、三月には三百匁八分、四月に壹貫三百七拾貳匁六厘を要し、惣計銀四貫六百八拾四匁七分六厘を支出してゐる。右の内四月十三日支拂の條を擧げて溝の修築狀況を述べると

卯月十三日

一銀壹貫九拾五匁六厘

是は方々井溝堀直し寄銀也。此間數壹萬三百四拾六間。

内三千七百間 三間掘拾間に付六分づつ。

三千四百三拾八間 壹間掘り拾間に付壹匁貳分づつ。

千貳拾間 壹間貳尺掘り拾間に付一匁五分六厘づつ。

四百貳拾八間 貳尺掘り拾間に三分六厘づつ。

參百間 四尺掘り拾間に七分三厘六毛づつ。

千四百六拾間 壹間半掘り拾間に壹匁八分づつ。

となつてゐる。是で用水路の工事は大畧終了したものと、 (八九) 八九

以下は六月に道の工事費として三百貳拾九匁分と十月に溝に五匁七分五厘、十二月にも溝に二拾八匁九分六厘を支出し、尙翌正保貳年には四月に道に七拾四匁九分、七月にも道に三拾九匁分を支拂ひ、正保三年に到つては三月に貳拾六匁と六拾八匁貳分三厘を道の費用に支拂つたに過ぎなす。

八 仲間と其の申合せ

平田與一左衛門は前記の様に、丸龜城普請入札の爲其の手代木屋庄三郎と、出入の米屋大坂の備中屋藤左衛門・三嶋屋又左衛門等を丸龜に遣はしたのが動機となり、之に丸龜藩主山崎甲斐守の藏元で大坂の米屋松屋九郎兵衛の子半兵衛(後に九郎兵衛を襲名)を加へて四人が此の大野原を開墾する事になつたのであるが、愈々藩主山崎家と交渉し、其の事業を實施する様になると、總て此の四人が連滞責任を以て其の事に當ることとし、之を仲間と呼んだ。

斯て此の開墾に當り、先づ必要な資金は全部與一左衛門が之を出資する事とし、其の事業は此の仲間が協力して之に當る事とした。而して開墾完成の曉には全體の半分を與一左衛門のものとし、残りを三分して其の一宛を備中屋藤左衛門・三嶋屋又左衛門・松屋半兵衛に配分するといふ契約であつた。而し與一左衛門へ各自の出資割當金全部を返

濟しなければならぬと定めた。此事は「前記井關池由來並水掛り池々之覺」にも記してあるが、「西讃府志」にも次の様に記されてゐる。

(九〇) 九〇

彼四人此野を六分に割ち三分は與一左衛門、三分は半兵衛、藤左衛門、又左衛門と互に約を究め、方々より農人を招き集め、開墾の年を除て五年の間開きし者に得る處皆得さすべしと定め、さて其の間の用途は與一左衛門私財を出し、三分は三人の者與一左衛門より借受、物成を以て年々息を加へて償ふべしと約して事創つるに、六年を経て慶安二年の春、彼田を検するに百三十六町二畝五畝を得たり。

尙此の開墾事業の細部に關しては、次の様に協議して申合を決定したと「讃州之萬談合究帳」に記してゐる。

一 與一左衛門、又右衛門 作兵衛右三人は堤普普並作事方出來候。迄中間に而肝煎働可申候。但給分は少も渡し不申、其替りに田島壹町渡候。木屋惣兵衛、井上又左衛門なみに可遺候。又作事仕付候入用銀は見合に中間方かし、利分は中間かり銀なみに仕元利共に初年に不殘取可申候。

一 堤普普手代之事與一左衛門方二人、九郎兵衛方壹人、藤左衛門方壹人、又左衛門方壹人都合五人出し可申候。但合力之儀者手前へ可出し可申候。

一 手代讃州に而神文させ取可申候事。

一 野方奉公人先六七十人程抱可申候。其外、手廻し可爲三見

合候事。

一野方物頭に成候者四五人も抱可申候。是は中間が合力可仕候。

右之通立合談合相究候。此外望手により様子替り候は之重而談合可申候。以上

寛永貳拾年

未六月十二日

備中屋

左衛門 團

三嶋屋

又左衛門 團

松屋

九郎兵衛 團

木屋

與一左衛門 團

其の後正保二・三年頃と思はれる六月十九日付の「談合究之覺」には、井關池のうてめ並樋の件、唐井手川の尻に舟入を作る件・抱置の下女下男等廿七人の件・百姓への貸付銀並肥料代の件・高尾池並栗井溜池の件等廿七ヶ條の申合をした由を、前記藤左衛門等四人の外に米屋庄三郎も加はつて五人が捺印し決定してゐる。又正保四年十月には次の様に其の後の件につき申合をして決定し、覺書として京都の與一左衛門に報告してゐる。

萬相談之覺

一中間田島四町六段餘御座候。是は友廣道より西分也。百姓之内田方無之者に作らせ申度談合之事

西讃大野原の開墾と平田家

一中間田地にて廻り友廣道より東屋敷廻り共に田島壹町八段餘手作に可仕談合之事。付り牛馬壹疋づ、惣殘分賣可申談合之事一臺所人数之覺。藤左衛門・又左衛門・庄三郎・惣右衛門・五郎左衛門・仁兵衛・仁左衛門・孫作・忠五郎・三千郎・半左衛門・大助・作藏・下女三人、外に下男三人抱、以上十九人。是と右壹町八段作り可申談合之事

一右之人数拾九人牛馬貳疋此入用之積り米七拾石餘ほど入申候御事

一座敷方西がわこなし家拾參間之分勿候てこむし、長べいに仕可然相談。是は火用じんのため又はこなし場も多入不申候に御座候故如レ此談合之事。以上

い、拾月六日

木 庄三郎
木 長三郎
みしまや 又左衛門
米 九郎兵衛
備中や 藤左衛門
平田休甫様

九 農民の來住と開墾の狀況

溜池の築造灌漑用水路の新設等の工事と並行して、各地から農民を招き開墾に従事させ、又田島を耕作させる事とし、先づ來住の農民に對しては田島・住宅・牛馬・諸道具種子・肥料代・飯米及諸入費等を給與又は貸付するとの條

件で、廣く之を募集する事とした。寛永貳拾年六月十二日付の「讃州之萬談合究帳」に次の様に此の條件を談合の上決定したと記してゐる。

百姓有付様之覺

一表百姓壹人に田畠七反程宛渡し可申候。但下人多く持候者は見合に地方渡し可申候。

一田地此方（手取カ）ひらき渡し候際にと申百姓有之候は、此方（手取カ）ひらき渡し可申候。又百姓前（手取カ）方ひらき可申と申者有之候は、望次第に可致候事

一百姓家材木の儀は公儀が被下候間見合に切取可申候。其外家に入申物百姓才覺に不成分は此方調渡し、代銀之義かし銀に致候事

一牛馬並野道具諸たね其外可入物も可爲三右間前一候事

一田畠地之義大形上中下見合ならし渡し可申事

一ころ代かり申度と申百姓有之候は、壹反に付銀五匁程宛之積りに借し可申候事

一百姓作り飯米表百姓壹人に付壹日に米壹升づ、下人之儀は壹日壹人に米五合づ、其外何も可爲三見合候事

一右諸色入用代銀之利分は壹分半に究、來申年麥米出來て元利

共に不殘取可申候事

一入用銀中間か借し申百姓申年作り取にさせ、其年に右かし銀

皆々引取可申候事

一酉年、後拾四年之間物成六分百姓へ遣可申候。四分は此方へ取可申候事

一入用銀百姓手前（手取カ）が不殘仕ひらき申者は、荒ひらきの年共に三年之間作り取させ可申候事

一右宛御過候は、田方壹反に付斗代七斗、島方居屋敷共に壹反に付斗代三斗に究、斗代永代無相違候。物成之義は古地なみに御公儀へ百姓方直々に納所可仕候。然上は右年月之間は諸役御免許に御公儀が御究被下候。然共堤並水餘など破損之時は何も役目に罷出可申候事

一薪之儀は御公儀山近邊に有候。則百姓可入程切取遣可申候斯て此の條件で、勧誘募集したので、之に應じて各地から來住する者があり、次第に入村者が出來て、次の様に開墾が進捗した。即寛永貳拾壹年申、正月吉日付の「大野原新田の儀御公儀へ萬書上申留帳」によると

一芝上四町

庄左衛門

内貳町壹反六畝

未、年 荒開

内七反貳畝貳拾歩者麥有

申、年 荒開

九反四畝者

芝上に而有

一芝上七町

太、郎兵衛

内貳町五反者

未、年 荒開

内八反者麥有

申、年 荒開

貳町五反者

申、年 荒開

貳町者

とあつて入村して開墾に従事した百姓名と、其の開墾す可
く與へられた芝生總面積及未ノ年即寛永貳拾年に開墾した
面積、並に其の内同年冬麥を蒔付た反別を記し、尙翌寛永
廿一年に入つて開墾の面積及残りの芝生面積等を書上て、
山崎家の奉行に報告してゐる。次に其の總計を擧げると

荒之分百貳拾八町五反

表百姓家數四拾三軒内分
家數八軒ノ五拾壹軒

内三拾三町五反九畝貳歩

未ノ年開墾まき付申候

貳拾七町七反九畝貳歩

未ノ年荒開に而御座候

三拾四町八反八畝

申ノ年荒開に而御座候

殘三拾貳町貳反三畝六歩

寛永貳拾壹年

申ノ年正月廿三日

備中屋

左衛門

ミシマヤ

又左衛門

木

庄三郎

とあつて、當時の入村者四拾三戸、分家八戸で計五拾壹戸
の農民が、前記の反別を開墾した由を報告してゐる。尙其
の後入村者もあつて、同年六月三日付の報告書には、家數
六拾貳軒に増加したと記してゐる。

寛永貳拾壹年申六月吉日付の「大野原入百姓名寄之留」

西讃大野原の開墾と平田家

にある、入村者の人名及其の出身地を擧げると、次の様で
ある。

一庄左衛門 是は讃州多度郡之内吉原村の百姓

右請人同村久太夫

一太郎兵衛 是は讃州丸龜町人

右請人同所作左衛門

一圓珠院 是は伊與川ノ上に居申候法花坊主

右請人讃州豊田郡之内和田村庄屋次郎右衛門

即ち附近の花稻・粟井・中姫等の村々を初め、丸龜や那
珂・多度・三野等の諸郡は勿論、隣國伊豫はもとより遠く
大坂・河内・伊賀・近江等の國々よりも來住者が出來て、
結局

百姓合五拾七人 但家數六拾貳軒

右只今迄有付申入百姓如レ此ニ御座候。以上

寛永貳拾壹年

申ノ六月三日

藤 左衛門

又左衛門

庄三郎

谷田三右衛門様

と山崎家の奉行に報告した控が残つてゐる。又是等入村し
た百姓に對しては夫々契約書を差出させ、終に次の様な與
書を認めさせたと記してゐる。

百姓方書物させ申奥書之留

右之通御究被下候間永代百姓に罷下り申候。然上は田島共に隨分情に入作り荒し申間敷候。我等共之義御藏入並御給所方少も御かまい無し之者、早々爲三其請人、共に加判仕形指上ケ申候。若何方方御かまい御座候か又はかけおちなど仕候は、請人の者罷出其明可仕候。爲其後日之證文狀如件

月 日

斯て貳年の後正保貳年迄には次に記する。酉二月六日付の報告書に記載の様に、百四拾六町歩の開墾が出来た様である。

大野原新田數之覺

一開面百四拾六町

右之通開面可レ無ニ異御座一候と奉レ存書付指上ケ申候。以上

寛永貳拾貳年

酉二月六日

木 庄 三 郎

又 左 衛 門

谷 三右衛門様

伊 茂兵衛様

來 忠兵衛様

三豊郡史によると「各地より開田希望の者雲の如くに集り、殊に伊豫方面より多く入り込み來れり。現今大野原村に存する福田・石川・尾藤・細川・香川・守谷・野村・合

田等の諸氏は皆之の前後に移住せしものなり。」とあり、特に伊豫から多數入村した様に記してゐる。大野原村石川直祐氏藏の同家由緒書によると

石川姓曰、石川兵衛判代源義資公重代末孫也。石川與左衛門義房末子石川彌次右衛門義清と號。生國興州新居濱生。此度讃州丸龜濱於新地開き三町由、百姓望依而引越候。宗旨者代々眞言宗紛無レ之者也。

寛文元年辛丑三月吉良日

石川與左衛門義房(花押)

とあつて伊豫より來住の由を傳へてゐる。

正保二年九月には開墾が益々進捗し百八拾九町九反餘となつた。大野原村役場所藏の正保貳年九月の地圖に

惣高合百八拾九町九反拾六歩

内六拾貳町六反貳拾五分

百貳拾七町貳反九畝貳拾壹歩

田 方 島 方

正保年酉九月廿四日

と記載されてゐる。尙此の地圖には各部落毎に開墾者の姓名・家屋・耕地の反別等が記載されてゐて、當時の状況をよく表してゐる。現今同村に四軒屋・五軒屋等の地名が残つてゐるが此の地圖に依つて調べて見ると、四軒屋の地には久左衛門・せ右衛門・九左衛門・善兵衛の四軒の家が描かれてゐて、高三町五反四畝廿七歩、森口與四人分 内

壹町七反田方とあつて、河内の守口から来た前記四名が開墾した地である事を物語つてゐる。又五軒屋の地には甚右衛門・長兵衛・十左衛門・彌左衛門・庄兵衛の五軒の家が描かれてゐて、高三町八反六畝拾六歩、玉作り與五人二分内壹町八反七畝田方とあつて、之又攝津玉造より來住の五軒の者が開墾した故、此の地名が付けられた由緒を知る事が出来る。尙又此の地圖には未開墾の所には芝と記されてゐる外、各自の耕作地周圍に柵を廻らしてあつた有様や、道路や各人の家屋の状況等を知る事の出来る甚だ面白い資料である。

十 慶安年間より延寶頃迄の大野原

前述の様に各地から農民の來住があつて開墾が次第に出來たが、其の後慶安年間より延寶頃迄の開墾状況は次の様であつた。即ち慶安二年には大野原開墾以來最初の檢地が行はれた。其の結果は「大野原年代」慶安二己丑の條に「一始而丑春御檢地入る 荒興しの年のけ五年作取六年目か 御所務

御檢地帳大 六百五拾參石壹斗五升

畝數 百廿六町貳段五畝

内六十一町壹段

六十五町壹段五畝

西讃大野原の開墾と平田家

田方 畑方

慶安貳年丑三月廿八日

淺井喜左衛門

佐藤李右衛門

守矢七右衛門

右帳之尻を寫出。但志摩守様御代也

とあり。又初めて年貢を上納した。同書に始而所務御請取寫しとして次の様に記してゐる。

請取大野原丑之年御年貢米之事

合四拾壹石六斗八升七合納

右請取所實正也

慶安二年丑十二月廿日

安原彌五右衛門 書判

佐野甚左衛門 書判

備中屋

藤左衛門殿

みしまや

又左衛門殿

木屋

庄三郎殿

然る慶安四年十月藩主山崎志摩守俊家が卒去し、幼主虎之助治頼が家督を嗣いだが、其の頃から承應年間にかけては、次に掲ぐる様に度々洪水があり、又井田池が決潰する等の事があつて、屢々藩主に嘆願して其の援助を願つてゐたが、明曆三年三月幼藩主山崎虎之助が僅か八歳で逝去し、嗣子がなかつた爲、跡目立たず絶家となつたので、江

州信樂の多羅尾久右衛門と、泉州堺の今井彦右衛門が丸龜領を支配する事となつた。其當時明暦二年の大野原の新田高は「大野原之儀に付萬覺書」に次の如く記してゐる。

豊田郡大野原新田明暦貳申年高之覺

一高貳百七拾五石八斗五升

田畑共

此畝五拾四町壹段七畝

内百九拾八石三斗四升五合

田方

此畝貳拾八町三段三畝拾五步

但壹反に付七斗代

七拾七石五斗五合

島方

此畝貳拾五町八反三畝拾五步

但壹反に付三斗代

右之通少も偽無御座候以上

明暦三年西五月廿三日

木屋 與左衛門印

手代 惣右衛門印

藤左衛門印

多羅尾久右衛門様
今井彦右衛門様

其の後萬治元年京極家が丸龜を拜領入部したので、其の頃京都に居た平田與左衛門は、丸龜に下向して御歡びを申述べてゐる。「大野原年代」万治元戊戌の條に

一京極刑部様御拜地破爲遊候。平田與左衛門丸龜へ罷下り御歡申上候。林源左衛門様・尼子勘兵衛様・郡奉行上原十太夫様は播州龍野に御産候而、丸龜方直に與左衛門御見廻立寄登り申候。

とある。其の後寛文の初に平田家が犬野原を直接支配する事となり、與左衛門が大野原に來住した事は後掲の通りであるが、越へて延寶貳年六月には再び檢地があつた。今残つてゐる「豊田郡大野原檢地帳」によると、其の當時の大野原の耕地は次の様である。

畝數惣合百九拾壹町六段三畝廿八步

此外に壹町二段一畝屋敷ニ被遺分

七拾町九段六畝廿步

田方

分米四百九拾六石七斗六升七合

反二付七斗代

百貳拾町六段七畝八步

畑方

分米三百六拾貳石壹升八合

反二付三斗代

惣分米合八百五拾八石七斗八升五合

右之通改水帳相極遺者也

延寶貳寅 六月晦日

柿 七郎左衛門

(花押)

勝田 五郎兵衛

(花押)

中村 甚兵衛

(花押)

山路 與左衛門

(花押)

大野原 源助

而して其の頃田は七斗代免三ツ畝分であつたので、其の物成は百五拾八石九斗六升五合であり、畠は三斗代免貳ツで

あつたので、其の物成は七拾貳石七斗六升四合で、御物成合貳百參拾壹石七斗貳升九合と「土屋仁左衛門様御用に付村々田畑高畝數男女家數牛馬數之覺」に記してゐる。尙同書には次の様に延寶六年頃の大野原の状況を記してゐる。

一田畑七反八歩 寺領 慈雲寺領
 一壹町貳反壹畝 源助 屋敷
 一家數貳百三拾六軒

内百三拾三軒 表百姓
 九拾六軒 小百姓
 三軒 紺屋
 四軒 山伏

一人數 千四百貳拾四人 坊主
 内壹人 男七百四拾四人
 女六百七拾九人

殘而千四百貳拾參人 内
 一牛馬百四疋 内 牛 八拾九疋
 馬 拾五疋

右之通にて御座候可レ然様ニ御書上ケ被レ成可レ被レ下候
 延寶六年午五月十日 平田源助印
 黒淵兵右衛門様

右之帳面に而拾參年以前午年。寛文六年に山路與左衛門様へ指上
 々申帳面に増し減り之覺
 一畝數百三町五畝六歩、 増

西讃大野原の開墾と平田家

一高三百七拾壹石七斗壹升貳合 増
 一人數八百四拾七人 増
 一家百四拾壹軒 増
 一牛三拾貳疋 増
 一馬貳疋 増
 即ち拾參年間に百四拾四軒の家と、九百五十人程の人が増加した狀況が知られる。

十一 開墾の困難と課役延期願

此の大野原開墾の事業は、最初藩主山崎侯より許可を得た時の條件には、普通新田開墾の時は三ヶ年作取以後課役の管だが、井關池の築造を開拓者に於て負擔する故、五ヶ年間は年貢諸役共免除し、六年目より課役す可しと定められてゐた。所が開墾を初めた翌々年即正保二年迄に漸く百五拾町餘開墾が出来、寛永廿一年には三十町餘は田としたが、水不足の爲稻が不作だったので、同年九月から翌正保二年三月迄に堤の高上を爲し、水量の増加を計つたが、正保二年も亦水不足で僅か貳拾町程の植付しか出来ず又々不作となつた。斯ては今迄に早參百貫餘の銀子を支出したにも不_レ拘少しの収入もないので、此儘では遂に破産に頻する状態だから、契約の課役免除の年限を延期されるか、又は開墾地全部を畠の年貢に仰付らるゝ様、正保貳年六月左

記の様に願出た。

乍レ恐御断申上候

大野原新田申ノ年方當年までに田島百五拾町ほど御申候。内三拾町ほど申ノ年田方に仕候へとも、水不足に御座候故不作仕候に付、去る申ノ九月方明る酉ノ三月までに大分之又普請致池之堤かき置仕、其上極なとも居過分に大崇成儀度々仕申候も、新田悉開田地にも随分仕度と奉レ存普請仕候へ共、水不足に御座候故當作貳拾町ほど漸植付申候。然とも當年も又不作仕何とも迷惑に奉レ存候。右新田御請申上候以後池之普請度々仕申、入用銀並田島開申代銀三百貫目餘入申候事に御座候。百姓方何にても納申儀は無御座一、於レ于レ今百姓へ萬事入用飯米こやし之代銀までかし申仕合に御座候故、我等とも身軀も相果申候事に御座候。乍此上も以三御慈悲一新田成就仕候様に仕度奉レ存候。何とも雖三申上儀に御座候へとも「大野原御請仕候刻作り取申儀御定被レ下候へとも、右申上候趣に御座候へは年月御指延被レ下候は、雖レ有可レ奉レ存候。左様に御座候は、池之水も不足に御座候間、銀子之才覺仕方々見及、水ための小池なとも仕、随分百姓も有付申様に仕申度奉レ存候」○以上指延内「御請仕候」に以下記の如く「御請仕候大野原何程田島に仕候とも、一式島之年貢に被レ爲三御付一被レ下候は、雖レ有可レ奉レ存候。左様御座候者、上方へ罷上り與一左衛門に申聞、随分借銀致才覺か様に仕、國々手立致百姓有付申様に仕、所々水ためをも致、新田成就仕候様に奉レ存候。」且此跡に御座候へは「百姓もかつへ」○指延内「御請仕候合宛候」にあり。

我等と

九八 (九八)

も、身軀相果申候。被レ爲レ加三御慈悲一如何様とも被レ爲三御付二被レ下候は、雖レ有可レ奉レ存候。以上

正保貳年

西六月十三日

備中

左衛門

みしまや

又左衛門

木

庄三郎

谷田三右衛門様

來村 忠兵衛様

伊藤 茂兵衛様

谷田 兵 助様

新海半右衛門様

翌正保三年六月二十三日にも亦昨年同様以前記願書の如く願出、尙次の如く書添へた。

右之趣去年六月に御訴訟申上候。然處に同七月「十八日之風雨に池之堤又破損仕候故同十月」○以上指延内「御請仕候」にあり。方普請仕當年二月に仕立申候。度々池普請に大分銀子入申、其上打つゝき田島不作仕候に付、百姓ともに萬事入用銀其外飯米以下まで於追々に借し申候事に御座候。重々言上仕儀彈千萬に奉レ存候へとも、身軀相果迷惑仕候故言上仕候。御慈悲を以新田成就仕候様に被レ爲三御付二被レ下候は、雖レ有可レ奉レ存候。以上

正保三年

備中

左衛門

戌六月廿三日

みしまや
又 左衛門
木 庄 三 郎

谷田 三右衛門様

來村 忠兵衛様

伊藤 茂兵衛様

谷田 兵助様

新海 半右衛門様

然るに山崎家では未だ契約の五ヶ年も経過せぬ内なので、願出の課役延期を許可しなかつた。所が連年の不作の上、慶安元年には洪水があり、池の堤防破損等の事があり、百姓も拾人餘り逃亡するといふ状況だったので、年貢諸役等免除の年限を尙延期され度いと又々慶安二年次の様に出願に及んだ。

乍レ恐言上仕候

一大野原新田成就難レ仕御座候故、御訴訟狀西戊寅年に貳通御書付を以言上仕候處に、右之訴訟不レ追義と申菱守様御説被レ爲成候由、谷田三右衛門殿新海半右衛門殿被レ伺聞一候。重々言上仕候儀憚千萬に奉レ存候へとも、打つゝき不作仕其上去る子ノ二月に大水出、池之堤又破損仕水不足に御座候に付、去年も不作仕百姓いたみかつ及に及、追々迄三百姓拾人餘、走申何とも迷惑に奉レ存候。私とも色々才覺仕候へとも、度々之堤普請並萬事

西讃大野原の開墾と平田家

之入用銀子大分入申御事に御座候。然とも百姓手前何にてても取申事も無レ御座一候に付、我等ども身躰不レ罷成一百姓同前にかつゝ及申候。右之仕合に御座候故、堤普請之儀私とも才覺に難レ仕迷惑に奉レ存候。殿様以ニ御慈悲成就仕度念願に御座候。大野原作り取御定被レ下候義最前申上候趣、年月御指延被レ下候は、忝可レ奉レ存候。近々之躰に御座候へは相殘百姓も遅々可レ仕と迷惑に奉レ存候。御慈悲を以新田成就就仕候は、難レ有可レ奉レ存候。以上

慶安貳年

うし正月廿六日

備中 左衛門 書判 印判

みしまや 又左衛門 書判 印判

木 庄三郎 書判 印判

谷田 三右衛門様

來村 忠兵衛様

谷田 兵助様

伊藤 茂兵衛様

淺井 喜左衛門様

新海 半右衛門様

然るに今度も聽許がなかつたので、同年十一月第四回目の歎願書を提出し、今迄に四百貫目餘の費用を支出し、尙池の修築を要する故、池普請は藩に於て實施せられ度、又作

取の契約年月を尙三ヶ年延期の儀許可され度いと願出た。

乍、恐重而言上仕候

一當春書付を以御訴訟申上候通、池所堤我等共之分にて築立申儀難成仕合に御座候に付、乍、迷惑去年當年も其通に御座候。かつ、存候作可成かと存候處、水不足に御座候故彌不作仕下百姓貳拾人ほとかけおち仕候。相殘百姓も池所堤普請可有之事と、一日と相待居申鉢と見へ申候。尤我等にも才覺に可成儀に御座候へ共、御なけき申上儀に存じ無御座候得共、堤之普請敷度仕並新田ひらき候て、當年まで、百姓中へ大分之銀子其外飯米種米牛馬こやし其上下人之給分迄取替、諸色入用銀高四百貫目餘他借致入置申候故、今程は堤普請之儀、私共才覺も罷成不申候。御慈悲に御普請被爲成被下候は、他國かも百姓共引越可申旨望候へとも、堤普請取付不申に付置に存候百姓も見合居申儀に御座候。堤之儀御取立被下候は、随分百姓を有付何とそ新田爲成成就可申奉存候條、堤之普請御慈悲に被爲二仰付被下候は、忝可奉存候。一作取之儀最前も申上候趣、御究被下候年月之外今三年御用捨被爲成被下候。其内には随分百姓も有付ひらき高もかさみ申様に仕度奉存候。

右貳ヶ條之趣御慈悲を以新田成就仕候は、難有忝可奉存候。

慶安貳年

丑霜月吉日

備中屋

藤左衛門 書判

以上

(1000) 1000

本屋

庄三郎 書判

- 來村忠兵衛様
- 谷田兵助様
- 伊藤茂兵衛様
- 浅井喜左衛門様
- 谷田三右衛門様
- 新海半右衛門様
- 由良外記様
- 西部久太左衛門様

再三再四の願出にも不拘落では城の普請等があるからとて開届け難しと許可しなかつたが、慶安四年には藩に於て方々の池川堤等の普請が命ぜられる由を聞き、井關池の工事も何卒本年は藩に於て施工され度いと第五回目の歎願に及び、次の様な願書を呈出した。

乍、恐御訴訟申上候

一井關池所堤普請之儀去年殿様江戸へ御下向之砌以書付一言上仕候處に、御城御普請大分之義に御座候へ共御手透無之、此儀さへ不被爲二仰付一候條池所普請之儀は被爲二仰付一候義難成由、殿様御控被爲成候趣被二仰聞一候。御尤と奉存候。併池所昨今之跡に御座候而は新田成就難仕奉存候。殿様從三江戸へ御上落被成候は、乍、慮外一御訴訟可申上候と奉期申候。然處に當年御城普請不、被爲二仰付、方々池川堤普請など

被三仰付候由承申候故、乍、憚御訴訟申上候。當年雨順能御座候へは池所普請成就仕候は、百姓随分有付申様に可仕候。左様に御座候は、次第に田島多出來可申と奉存候。唯今之鉢に而は新田繁昌難仕御座候。聞召被爲分他所普請之儀御慈悲に被爲三仰付一被下候は、可奉添存一候。以上

慶安四年

卯 六月三日

備中

左衛門判

木

庄左衛門判

御奉行様

其後承應貳年正月には次の様に第六回目の井關池の築造を落に於て爲され度いと願出た。

乍、恐御訴訟申上候

一井關池所堤被損之所並右うてめ之外は、拾間程切ひろげ申度奉存候にも御訴訟申上候趣、私共才覺を以仕度候事に御座候へ共、手前罷成不申候故可仕様無御座一候。其去年田地に未入申候に付私共可被下飯米も無御座迷惑仕候に付、彌普請仕申御事罷成不申候。左様に御座候へば方々池川堤御普請殿様が被爲三仰付一旨承申上候。乍、憚御次手を以井關池所御普請被爲三仰付二被下候様被三仰上被下候者添可奉存候。池所唯今之通に御座候而は水不足に御座候故、新田成就難仕御事に御座候。大分之銀子を入新田首尾不仕候へば、外聞如何と奉存候故、私共かつみやうさへ御座候者、新田に有付申度と一日、に罷過申候。唯今有付居申百姓之作り申田畑之分に而は、

西讃大野原の開墾と平田家

幾年罷在候而も御年貢御納所申上儀も無御座、私共之かつみやうも無御座一故迷惑に奉存候。殿様御慈悲を以池所御普請被爲三仰付二被下候て、私共手前罷成不申候へ共何とそ才覺仕新百姓をも有付け、御年貢等指上ケ申様に仕、其上私共しんみやうつゝ、罷有申様に仕度念願に御座候。右之趣乍、憚被爲三聞召分各様へ御相談被爲成被下候者有難可奉存候。以上

承應貳年

巳ノ正月十六日

大野原

庄左衛門判

同所

左衛門判

御奉行様

然るに尙落で之を聽許しなかつたので、遂には同年九月斯の様では新田を召上られる様にと迄申出た。「大野原年代一承應二癸己の條に

井關池願叶不申候故九月廿五日に願上、此上願叶不申候は、新田被三召上一被下候様と願書上ケ申候。

と記してゐる。此の様に井關池は堤防が屢々決潰し、開墾も亦意の如く進捗せず、支出の費用も巨額に達して此の事業が困難を極めた状況は「西讃府志」にも次の様に述べてゐる。

さるに井關池屢々壞れ築留難くして水掛りあしくなりしかば、開地多く荒れて作り子又乏しくなるまゝ、費る處の財少からず。

斯て井關池は築造以來拾貳年の間、殆ど毎年手入や修築等

に多額の費用を要したので、幾回も嘆願してゐたのが、漸く承應三年に到つて聽許された。

そこで東宇手目を幅拾間切擴げて其の決潰を防ぐ工事が施され、漸く安堵する事を得た様である。前述の「井關池由來並水掛り池々之覺」に

一井關池堤長貳百拾間根置三拾貳間高さ六間に築立、水吐宇手目東は岩山幅四間落口迄拾八間計、西の岩山幅貳間落口迄六拾間計切貫、兩宇手目にして普請成就いたし候得共、山水掛強く吐口切不申は堤度々及二破損、始りか十二年之間毎年之普請過分之物入身土蓋及三亡所一候に付、御歎申上候處、承應三年年東宇手目幅拾間切廣げ被下候

と述べてゐる。又「大野原年代」承應三甲午の條にも

井關池御普請うてめ切廣げ被爲三仰付一候義、午四月六日御取付候。うてめ九間餘御廣げ被下候へと狀留帳にあり

と述べてゐる。而して明曆三年山崎家退轉して、京極家が藩主となつて以後は、此の事業に種々の援護を與へられたらしく、當地開墾も順調に進捗した様である。井關池に就ても「延寶六年年樋潰れ水一滴も流不申、植付及難儀御願申上新樋御居替御普請被三仰付一候」とか「寛延二己年七月三日洪水に付、井關池大破御普請成就迄子細事」とか種々の記録が残つてゐるが、皆藩主の援助を受けてゐる。

十二 灌溉用水の不足と溜池・泉

大野原開墾に伴つて必要な灌溉用水は、最初井關池の築造を開墾者が負擔するといふ條件で寛永貳拾年五月六日の開墾願には「右大野原溜池之水三分は本田、七分は新田へ」と大野原の新開墾地へ七分掛る様に願出てあり、同年五月廿二日の藩主からの許可の條件にも「分水之事大切大野原え、三分一古地え遣に相究候事」と定められてゐたが開墾が進捗して耕地が増加するに従つて用水が不足する様になつて種々の事が起つた。即ち廣瀬岩次郎氏所藏文書に

水に付取替又一札事

一姫之濱長池へ懸ケ申出水大野原へ折々懸ケ申に付姫濱大野原へ水入させ申間敷と申出入に罷成候所坂本村十右衛門殿黒淵村理兵衛殿御覽にて池之上下之横道を切上之出水南方へ井溝ヲ拵此水四ツに定内壹分大野原へ入させ申答渡而三分を姫濱池へおとし候様に分水をす及其外東之井溝も自是つぶし水通し不申定に御座候。此外少にても大野原へ水をと申におひては右約束壹分之水も入させ申間敷候。後々年迄も此義に付出入不仕候管に御覽得三其意方如レ斯證文取替し申上は、以來出入爲レ申間敷仍而一札如件

寛文拾三年丑三月十七日

姫濱庄屋

五郎右衛門 印

大野原 源助殿

右表書之通少も相違無レ之爲ニ後日ニ仍而裏判如件

丑三月廿二日

同、組頭

又兵衛印

同五人頭

孫兵衛印

黒淵村

兵衛印

坂本村

十右衛門印

大野原 平田源助殿

と寛文十三年に姫濱と大野原との間に水争が出来たが、坂本村及黒淵村庄屋の扱ひで和約が出来、一札を取替した由を知る事が出来る。

又一方井關池の餘水を溜る小池を、其の後次第に増築して此の水不足を補ふ事とした。即ち「井關池由來並水掛り池々之覺」に井關池西字手目掛り池々之次第として、次の様に記してゐるので、其の状況を知る事が出来る。

一西字手目は東字手目の岩か七寸計高く有レ之候。東切子土俵入關候時は、西も石橋の下にて土俵入、双方同様に仕來候趣。水大野原袂池を始其外池々並和田濱長谷池江も水溜め遣す。西字手目落水江掛井手は、袂池初りの節被ニ仰付候。于レ今おいて袂池掛井手と云。

西讃大野原の關墾と平田家

一袂池 貞享元年年始 池田畝積 四町餘

一猫塚池 万治元戌年始 同 八段五畝

一磗池 寛文七未年始 同 貳町壹段四畝

一千年池 延寶三卯年始 同 貳町八段七畝餘

常盤池と縁池と一所に成

一枝池 延寶四辰年始 同 四段五畝

一葉池と一所に成

一槽池 延寶四辰年始 同 七畝廿步

一段ノ上池 延寶六午年始 同 貳段九畝

一萩原村菅葉池 此池元大野原池にて候處袂池下御林及ニ出入候節(中畧)相渡す。

一和田濱長谷池 貞享の比新池

右池數九ツ西字手目掛り也

又同書井關池樋ノ水掛り池々の條に、

一段之池 延寶元丑年始 此田畝 壹町三段

一阿彌陀池 正保二酉年始 同 壹町五段

一清永池 延寶二寅年始 同 八段五畝

一清水下池 正徳二辰年始 同 五段五畝

一豆塚池 寛文十戌年始 同 壹段六畝

自レ是他村池々

一姫濱 高丸池 姫濱新左衛門名田高丸分に相添。

一姫濱 今井田池 此方へ買取候今は平田五次郎方へ渡す。

- 一 杵田 土井ノ内池
- 一 油井 廣生池
- 一 向所 龍田池

右池數十井關池樋ノ水掛リ

又「西讃府志」大野原村の條に、源泉として次の十三の泉を擧げてゐるが、之等の泉は此の用水不足を補ふ爲に掘られたものと思はれる。

- 柳泉、同上泉、宮下泉、道上泉、柿砂子泉、流田泉、野上澤泉、
- 與左衛門泉、吉左衛門泉、新兵衛泉、龜井泉、片岡泉、石砂子泉

十三 仲間の借銀と平田家の

大野原來住

此の開墾は前述の様に平田家が銀本となつて總費用を支出するが、其の半分は仲間の者が平田家から借り受けた事とし、借銀は元利共翌年からの米麥雜穀等で返済し、完成の時は半分を與一左衛門、残りを仲間のものとする。最初契約して着手したものである。其處で仲間の支出す可き銀子は次の様な借用證を入れて、與一左衛門から借り受けた。

信用申銀子之事

合貳拾貫目者

但丁銀也

右之銀子は讃岐之内大野原之芝申請、新田に仕候入用銀に借用仕所實正也。返辨之義は中間定書之通に元利共以來年作り申麥米にて算用仕相濟し可申候。雜穀物に至迄我等共手前へ少も取不申、米麥雜穀來年之作り有次第其方へ遣し、指引算用之義重而可仕候。自然殘分も御座候者後々開申入用に遣可申候。萬一新田不作仕時者、定置候衆中六人之者か元利共に急度返辨可仕候。若右衆中之内如何様之義出來御座候共、相殘者として無二相違一返辨可仕候。萬一返辨何角於三遅れ仕一は、如何様共御儀促候て御取可被成候。其時一言之子細申上聞敷候。但右貳拾貫目之銀子は木屋庄三郎手前に請取置拂仕候。爲其後日之證文如件

寛永貳拾年

未、六月十二日

- 大坂米屋 九郎 兵衛
- 同備中屋 藤 左衛門
- 同みしまや 又左衛門
- 木 庄 三 良
- 木 與一左衛門殿 參

而して「讃州之萬談合究帳」に記載してある此の様な借用銀の控を擧げると次の通りである。

合貳拾貫目

寛永貳拾年未六月十二日

但丁銀也

合貳拾貫目

同 貳拾年未七月廿三日

同

合拾貫目	同	同	未九月十六日	同
合貳拾貫目	同	同	未十月二日	同
合壹貫三百目	同	同	未〇月〇日(久シ)	同
合拾貫目	同	同	未霜月十九日	同
合三拾貫目	同	同	未〇月〇日(久シ)	同
合拾貫目	同	同	寛永貳拾壹年申二月廿一日	同
合拾貫目	同	同	申四月十二日	同
合五貫目	同	同	申七月廿六日	同
銀貳貫目	同	同	申九月廿一日	同
銀六貫五百目	同	同	申九月廿一日	但錢五百文ニ而
合八貫目	同	同	申霜月十九日	但丁銀也
合五貫目	同	同	同貳拾貳年酉二月廿一日	同
合貳貫目	同	同	酉二月廿四日	同
合四貫目	同	同	正保貳年酉閏五月廿二日	同
合貳貫目	同	同	酉九月六日	同
合拾貫目	同	同	酉霜月四日	同
合五貫目	同	同	酉極月廿一日	同
合三貫百貳拾匁	同	同	正保三年戌正月廿六日	同
合壹貫目	同	同	戌六月八日	同
合貳貫目	同	同	同四年亥正月二日	同
合四貫五百匁	同	同	亥二月廿九日	同
合壹貫五百三拾匁	同	同	亥正月廿三日	同
合七百五拾匁	同	同	亥六月十六日	同

西讃大野原の開懸と平田家

合五百目 同 同 亥二月廿四日 同

合四百六拾目 慶安三年寅五月十五日 同

以上總計で約百九拾五貫となつてゐるが、尙此の控書以外の借銀もあつたものと考へられ、又其の後も多額の費用を要し等したものと見へ、借銀も次第に増加して、明曆三年には終に其の返済が困難となつたので、開墾地を擧げて全部之を與一左衛門に譲る事となつた。其處で與一左衛門の子與左衛門が此の大野原の土地を管理する事となり、京都から引越し來て大野原に住む様になり、以後子孫が代々太庄屋を勤め、明治時代に及んだ。此の事を「西讃府志」には

明曆三年十二月に至つて、彼の三人の者與一左衛門より借れる銀七百二十一貫目になれり、是に於て終に償ふことを得ず、開地悉く與一左衛門に譲り、翌る年より與一左衛門の子與左衛門一人の引請となりしかば、與左衛門京師より家を擧て移り來り、遂に其の功をとげて世々此地の引受となれり。

と記してゐる。而して與左衛門の犬野原來住は、寛文三年と傳へてゐるが「大野原年代」に依ると、寛文四甲辰の條に
 一久圓公大野原へ御引越被成候哉被存候
 とある。因に平田家の畧系は次の様である。

大野原開發
初代 休甫公 二代 久圓公 三代 久澤公

正 重 澄 正 清
平田與一左衛門 平田源助 平田源治
明曆二十五年卒 貞享四十四年卒 享保七十九年卒
年五十五 年五十九 年五十六

四代 審 正 之 正 美
久源公 五代 久榮公 六代 久齊公
平田源治 平田源治 平田源助
寛保三十三年卒 寛保二十六年卒 天明六十九年卒
年五十九 年三十三 年五十四

七代 久得公 八代 久常公 九代 久伯公
正 容 正 宥 正 靜
平田源治 平田源治 平田源助
文化七十二年卒 天保十一、四、廿九年卒 天保十四、五、廿五年卒
年七十三 年七十三 年五十一

十代 久良公
正 節 熊 善 胖
平田織彦
明治十五、廿四年卒 年五十五

十四 貞享以後の平田家と大野原

平田家では寛文の初與左衛門が京都から來住して、大野原の地所一切の管理をする様になると、今迄の備中屋藤左衛門・三嶋屋又左衛門・松屋半兵衛等の仲間にあつて事務を處理させる爲、京都から中井勘兵衛・廣瀬茂右衛門等を

招き、尙當地で生駒家に仕へてゐた尾池官兵衛の孫平兵衛等を抱へ用ひた。而して與左衛門が貞享四年十月歿した時、嗣子の源治正清は未だ廿一歳であつたので、平田家に抱へられてゐた主なる人々は同家の今後の事に就き種々相談して、次の様に申合せた。貞享四年丁卯十一月の「萬相談覺帳」に

萬事相談之儀に付前書之事

一旦那遠行に付、向後は御家内原中之儀者不_レ及_レ申_ニ、方々之用事何様之儀にても、面々打寄我を不_レ立、善惡之存寄以_レ爲_ニ心_ニ不_レ殘申_ニ出_ニ之_一、少_ニにても能_キ了簡_ニ之_一方へ評判仕候得而、其品を片付、御家之爲に成申様にとの義、誰以其覺悟仕、則替書別紙に相調置候得共、彌以互に不_レ隔_レ心、相嗜、成程御家原中每物速に萬事相調申様に可_レ仕事(下畧)

貞享四年

丁卯

十一月五日

- 辻 與平治 (花押)
- 廣瀬 茂右衛門 (花押)
- 尾池 平兵衛 (花押)
- 山中 治平衛 (花押)
- 中井 勘兵衛 (花押)
- 廣瀬 茂兵衛 (花押)
- 妙 法 (花押)
- 徳 兵衛 (花押)

と記してゐる。尙同書には次の様な誓紙の前書も載せてゐる。

誓紙前書之事

一旦那御速行に付、向後者取レ寄ニ何事ニ御爲に成申儀者、何も打寄無ニ遺憾ニ申談、御家相續並原中萬端無ニ油断ニ双方無事仕候様に朝夕心掛可レ申事

一各々様御身之上不レ密ニ何事ニ存付候はゞ、其品御異見可レ申事。縦一應に而御承引不レ成候はゞ、幾度も御異見可レ申候。其時に至結句其異見人誤に被ニ思召ニ間敷事

一自今以後不レ立ニ我身ニ晝夜共萬事何も打寄相談仕、少に而も御爲可レ然義は其かたへ落着成申儀と存付候はゞ、其段有跡に相談可レ仕候。尤諸事他言申間敷事

右之通互に相嗜少之儀に而も我まゝ不レ申様に可レ仕候。尤そねみあい強ケ間敷儀毛頭仕間敷候。若非道之儀仕候はゞ日本六拾餘州神祇可レ蒙レ罰候。爲レ其神文如件

貞享四年卯十一月十八日

辻 與平治 血判

廣瀬 茂右衛門 血判

尾池 平兵衛 血判

山中 治兵衛 血判

中井 勘兵衛 血判

廣瀬 茂兵衛 血判

徳兵衛 血判

平田源太郎様
同 與重良様

西讃大野原の開墾と平田家

斯の如く平田家關係の人々が、同家の幼主に對する誠意ある輔佐と、藩主京極家の保護等に依つて、其の後大野原の開墾は益々進捗し、次第に同家は發展した。即ち嘉永四年六月の平田家所有田畑の状況を次の「米成帳」に依つて知る事が出来る。

田畑横引寫

一四百九拾九町三反貳畝

此譯

三百四拾五町七反

高貳千七百六拾五石六斗

内八百八拾四石九斗九升貳合

貳拾六石五斗四升九合八勺

百拾石六斗貳升四合

千貳拾貳石壹斗六升貳合八勺

一三千四百五拾七石

差引殘而貳千四百三拾四石七斗三升七合三勺

一一百貳拾町八反六畝

高九百六拾六石八斗八升

内百拾三石三斗七升六合

五石八斗壹合三勺

三拾八石六斗七升五合貳勺

貳百三拾七石八斗五升二合五勺

一千百四拾八石壹斗七升 下作米

差引殘而九百拾石三斗壹升七合五勺

田方分

免三ツ貳分

定米

口米

夫米

下作米

徳米

新田分

免貳ツ

定米

口米

夫米

徳米

一三拾貳町七反六畝

畑分

高貳百六拾貳石八斗

免貳ツ

内五拾貳石四斗壹升六合

定米

壹石五斗七升貳合五勺

口米

拾石四斗八升三合貳勺

夫米

六拾四石四斗七升三合七勺

米

一三百拾壹石貳斗貳升

下作米

差引殘而貳百四拾六石七斗四升六合三勺

德米

田畑三口

四百九拾九町三反貳畝

高合三千九百九拾四石五斗六升

下作米四千九百六拾八石六斗九升

定米合千三百貳拾四石四斗八升九合

差引殘而三千六百四拾四石貳斗壹合

德米

右之通御立合御改被下相違無御座候 以上

嘉永四年

平田源助

亥六月

同村庄屋

勘九郎

十五 結

語

平田家の大野原開墾は、前述の様に中途に於て種々の困難に遭遇し、幾度か挫折せんとしたが、よく其の困難に打勝て遂に此の大事業を完成し、其の恩澤を三百年の後世に残されてゐるのであるが、此の事を思ふ時、現在の平野原の人々は勿論、かゝる資料の缺けてゐる爲、詳細を知る事

は出来ないが、幾百年かの昔、吾等の祖先が此の大野原の開墾の如き、或はこれ以上の苦心や努力を重ねて、完成したであらう此の縣下の耕地や溜池、並に其の開墾築造事業に關係された人々に對し、一層感謝の念を以て之を崇敬愛護し、其の遺徳を顯彰する事が吾々の義務であると思ふ次第である。現在大野原村の郷社八幡神社には、平田家の初代與一左衛門正重及二代與一左衛門正澄を配祀して崇敬してゐると「香川縣神社誌」に見えてゐる。又毎年與一左衛門の忌日には、村内の有志が慈雲寺に集つて、題目を唱へて供養を營み、粥を饗應して追善の催しが行はれてゐる由を聞いたが、如何にもゆかしい心地がする。此の稿を草するに當り、大野原村長中井虎男氏の絶大なる御援助と御指導を忝うした事を、厚く感謝し御禮を申上る次第である。尙本稿中特に所藏者を記してゐる以外の殆ど全部の資料は、同氏の御所藏のものであつて、其の調査に特に御便宜を與へられた事は感謝に耐へない。只昭和八年一月廿一日、大野原小学校が火災に罹つた際、平田家の資料が多數焼失した事は残念な事であつて、今残つてゐる史料を整理して、永く後世へ傳へる事も重大なる義務であると思つて、特に本稿には其の繁を厭はず原文の儘引用した次第である。

(昭和十九年二月稿)